

北海道放送 一般事業主行動計画

従業員が仕事と家庭生活の調和を図りやすい職場環境を整え、従業員の持つ能力をより発揮できるよう、以下の行動計画を策定する。

◇計画期間

2023年4月1日～2028年3月31日までの5年間

◇行動計画

【雇用環境の整備に関する計画】

目標1：育児休業や育児勤務について、法を上回る社内制度の利用促進の取り組み

(育児休業・・・最長で子が満3歳に達するまで取得可／育児中の短時間勤務・・・子が小学校3年生修了まで利用可。いずれも導入済)

(対策) ・男女にかかわらず全ての従業員に対して育児に関する社内制度への理解を深めてもらうために、制度の概要を作成しイントラネットで周知する。積極的な利用を奨励することで、男性の育児休業取得の促進や、妊娠、出産を経た女性従業員が職場復帰しやすい社内風土作りを進める。(実施中)

目標2：ベビーシッターサービス費用補助制度の利用促進の取り組み

(対策) ・ベビーシッターサービスを利用した場合に費用を一部補助する制度について、利用方法をイントラネットで周知し利用促進を図る。(実施中)

目標3：女性社員の活躍やワーク・ライフ・バランス推進への取り組み

(対策) ・管理職等を対象に女性社員の活躍やワーク・ライフ・バランスに関する研修を実施する。(実施中)

目標4：所定外労働の削減のための取り組み

(対策) ・部署毎の所定外労働時間をデータ化し勤務管理者へ周知することで、所定外労働の削減に対する意識を啓発する。(実施中)

目標5：計画休暇の取得促進の取り組み

(対策) ・計画休暇（年次有給休暇を使用した連続休暇）について個人別の取得状況を定期的にイントラネットで公表するとともに、未取得者へ取得を促すヒアリングを通年で実施して取得率の向上を図る。(実施中)

【次世代育成支援対策に関する事項】

目標：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供

(対策) 大学生向けのインターンシップ実施(実施中)